

川崎市議会議員

松川 正二郎

まつかわ しょうじろう

令和2年 市政報告

子ども 老後 防災 防犯 交通

そのつばやきを政策に。

あんしんNo.1 の中原区へ

松川正二郎プロフィール

昭和43年生まれ、小学4年生の父 共働き世帯
城西大学経済学部卒 カリフォルニア大学リバーサイド校留学
復興大臣 衆議院議員 田中和徳 元公設秘書
家族：妻、長女（小学4年生）

NPO 法人 防災・防犯ネットワーク理事・中原支部長
中原区町内会連絡協議会理事 中原区防火協会理事
中原区自主防災組織連絡協議会理事
新丸子町内会会長 中原消防団丸子分団班長
丸子地区社会福祉協議会理事 丸子地区商店街連合会顧問
中原中学校区地域教育会議顧問

TOPIC 1 未就学児の交通安全についての動向

昨年より追いかけてきましたトピックとなりますが、昨年4月の池袋での事故や、5月に大津市で保育園児ら16人が死傷した事件を受け、未就学児及び高齢運転者の交通安全についての緊急対策がまとめられ、子どもが集団移動する経路の緊急安全点検や、「キッズゾーン」の創設への動きということに言及がなされました。これを受けまして、政府のこうした新たな取り組みを踏まえた本市の動向や、緊急点検の状況等につき、質問を行って参りました。昨年12月の第五回定例会での質問におい

て、本市には174の危険個所が見つかったとの結果でありましたので、その後の対策の進捗について質問を致しました。**174の危険個所のうちで、ハード対策が必要な箇所は85箇所**であり、そのうちの**78箇所までは、車止めのポールの設置等につき、3月末までに完了**する予定であること、また、残りの7箇所につきましても、令和2年度中の早期完了を目指して取り組みを続けているとの答弁でした。また、ハード面では対応できない危険個所の対策として、来年度は新たに保育体制

強化事業の予算が計上されておりましたので、その中身についても質問を致しました。具体的には、園外活動において**子どもが集団で移動する際の安全確保**を図ることと、**保育士等の業務負担軽減**を目的とする国の補助事業を活用していく中で、**保育支援者を配置し、園外での見守りを行う**等の安全対策の充実・強化を図っていくとのことでありました。今後に渡り、子どもたちが巻き込まれるような事故がゼロとなるよう、市による全力での取り組みを訴えかけて参ります。

TOPIC 2 川崎市国保 特定健診・特定保健指導について

平成30年度に新設された国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者（自治体）における医療費の適正化や被保険者の予防・健康づくりの推進などの保険事業等に対する取り組みを評価し、基準を達成した自治体には国からの交付金を増額するインセンティブを付与し、逆に基準に達しなかったら減額するという制度で、指標は多岐にわたりますが、わかりやすいものとして特定健診受診率は30%、特定保健指導受診率は15%が増減の基準となっています。本市の平成30年度の**特定健康診査受診率は26.4%、特定保健指導受診率は5.9%**

となっており、減点対象とならない数値を達成するためには、それぞれ6,315人及び526人の受診者を増やす必要があります。来年度においては、総額500億円の交付金を全国の各市町村が獲得したポイント数に応じて按分し、達成目標の未達成により減点を受けると、相対的に交付金額の減額が起これ、保険料の増額その他の手当によって減額分を補てんする必要があります。今回の質問では、上記2つの減点を含め、その他の指標については平成30年度同等の結果であった場合、来年度の**交付金額に約2,300万円の影響**が出ることで予想される旨の答弁がありました。しかし

ながら、本市の現計画では、改善へのきっかけがなかなか見いだせない状況です。そこで、他都市では糖尿病の重症化予防や大腸がん検診の受診率向上等のケースで既に導入されております「ソーシャルインパクトボンド」につき、検討状況その他を質問致しました。いわゆる**民間資金を活用した事業を実施し、その成果額を自治体からの支払いの元手とすることで事業の効率化を図る**、という仕組みになります。答弁としましては、他都市の事例を注視しながら効率的な事業の実施手法について検討していきたいというものでした。この点、引き続き市の動向を注視して参りたいと思います。

TOPIC 3 東日本台風関連

令和元年東日本台風に関連しまして、地方税法の規定を受け、**市民税・県民税及び固定資産税・都市計画税の減免措置**がとられていることをご存知でしょうか。新型コロナウイルス感染症の対策により、**確定申告の期限も4月15日まで延長**されておりますので、ご存知ではない皆さんは、是非ともこの機会に減免の適用の有無につき、改めてお調べになられることをお勧めします。また、所得税については「雑損控除」を適用した場合のみ、令和2年分の市県民税にも反映しますのでご確認頂くとよろしいかと思います。

市税減免の適用件数及び減免額合計

令和2年2月末日時点で、**市民税・県民税で1,718件、約8,200万円の減額、固定資産税等が1,244件、約2,000万円の減額**

がそれぞれ行われています。しかしながら、固定資産税等の減額が2,000万円という数値を見ますと、市の固定資産税収入額に比べていかにも少ないようにも思われます。この点につき質問を致しましたが、災害による固定資産税等の減免措置につきましては、災害発生日以降に納期が到来する税額がその対象となり、今回は第3期分及び第4期分のみが対象となったことが一つの原因であるとのことでした。また、被害の主が建物の浸水被害であったため、課税対象である土地、建物のうち、税額の低い建物が主な減免の対象となったことの影響も大きいようです。

タワーマンションでの損害について

今回の固定資産税等の減免措置の対象は、「床上浸水等の被害を受けた方」とさ

れています。例えば、**タワーマンションで、地下の電気設備等の浸水によって損傷が生じたような場合**、同様の損害が発生しているようにも思えますが、この点についてはどうなのでしょう。

実際の質問に対する市の答弁では、建物一棟に対する損害の程度を認定し、その程度が一定以上である場合に、その程度に応じて減免を適用するものであるため、今回のタワーマンションにおける各事例につき一棟で判断した場合には、損害の程度が僅少となり、減免の対象とならないとの説明がありました。

しかしながら、今回のタワーマンションの実際の損害を見ますと、なんらの手当もないというのではいかにも不公平であるように思われますため、この点のさらなる検証につき、意見要望を出させて頂きました。

TOPIC 4 多摩川丸子橋周辺河川敷でのバーベキュー問題

丸子橋周辺の河川敷では、以前より**バーベキュー利用の際のマナーやゴミ**等につき、周辺住民の皆さんからは大きく問題視がされておりました。昨年秋に予定されていた「多摩川における新たな利活用の可能性の実証に向けた社会実験」の実施は、東日本台風のため中止となりましたが、その後の対応について質問を致しました。1月29日の「第11回丸子橋周辺バーベ

キューに関する連絡会」において、対策の一環として、試行的ではあるものの、バーベキューが行われている国の管理地の一部を市が一時的に占有し、**河川敷の市街地側についてはバーベキュー禁止に、川側については民間活力導入によるにぎわい創出に向けた事業者公募を実施**する提案を行い、了承を経たことを受け、現在事業者の公募を実施しているとのことでした。令和2年度の5月頃には事

業者が決定され、その提案内容を踏まえて法律に基づく手続きを行い、7月頃から11月末まで事業を実施する予定であるとのことでした。また、令和3年度以降につきましても、地域の皆さんや河川敷施設利用者、公募事業利用者等を対象に実施するアンケートや、社会実験の結果を検証したうえで、連絡会での協議を継続しながら検討していくとの答弁が得られました。

アンケートにご協力ください 下記にご記入いただき、**FAX: 044-330-1619** (松川正二郎政務活動事務所) までお送り下さい。

Q1

令和2年度、松川正二郎が現職の市議会議員として是非ともとりいれるべき施策等ございましたら、ご自由にお書き下さい。

Q2

現在、ご興味をお持ちの政策、優先的に実行すべき政策としてお考えのものをチェックして下さい。

- 子育て・教育 雇用対策 まちづくり その他 医療・福祉 中小企業支援
防災・防犯 地域コミュニティ活性化 道路・交通 行財政改革・議会改革

ご協力ありがとうございました。

ご連絡先

松川正二郎政務活動事務所
〒211-0005
川崎市中原区新丸子町694-101
TEL: 044-328-9619
FAX: 044-330-1619

川崎市議会議員控室
〒210-8790
川崎市川崎区宮本町1
川崎市役所 第2庁舎7階
matsukawashojiro@gmail.com